

地上権設定契約書

東広島市を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり地上権設定契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、公共下水道管の敷設及び維持管理を目的として、乙が所有する次の土地に地上権を設定する。

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積

(存続期間)

第2条 地上権の存続期間は、この契約成立の日から公共下水道管の用途廃止までの期間とする。

(地代)

第3条 地代は、無償とする。

(他の工作物の設置の禁止)

第4条 乙は、公共下水道管の敷設及び維持管理上障害となる工作物を設置してはならない。

(土地の維持管理)

第5条 地上権を設定する土地の維持管理は、公共下水道管の敷設及び維持管理に起因するものを除き乙が行うものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 東広島市
代表者 東広島市長 印

乙 住所
氏名 印